

2021-6-28 地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（第2回）

○井上保育課長補佐 では、構成員の皆様、おそろいですので、本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。厚生労働省の子ども家庭局保育課課長補佐の井上でございます。

間もなく定刻となります。ただいまから、第2回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

配付資料でございますけれども、議事次第。

資料1、構成員の皆様からの提出資料。

資料2、地域における保育所・保育士等の在り方に関する論点整理（案）。

資料3、第57回子ども・子育て会議における主な意見。

参考資料1、検討会の開催要項。

以上、5点となっております。不備がございましたら、お申しつけください。

本日もオンラインでの開催とさせていただいておりますので、進行中に通信状況等の不具合により、音声途切れる場合等がございましたら、遠慮なく、その旨、御発言いただくか、手を挙げるなどにより、お知らせいただきますようお願いいたします。

また、御発言いただいている時間については、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。

資料等よろしいでしょうか。

では、議題に移ります。

倉石座長、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○倉石座長 皆さん、おはようございます。

お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

本日も座長を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

本日は、議題の1として構成員からの事例紹介をいただいた後に、議題2として、構成員からいただいた意見を踏まえて、論点整理を行いたいと考えております。

なお、各構成員から提出資料において、事例紹介以外に、改めての意見表明や前回意見の補足などもいただいておりますが、議題2の論点整理においても、御意見を伺う時間を取りますので、そうした意見などはそちらの時間帯で御紹介いただければということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、議題の1に入ります。

まず、資料1について構成員から事前の資料の御提出いただいておりますので、資料の順番に従って、提出いただいた構成員から5分以内で事例の御紹介をお願いいたします。

それでは、最初に恐縮なのですが、石井構成員のほうから、お願いできますでしょうか。

○石井構成員 どうぞ、よろしく願いいたします。

私が前回申し上げた内容を補足するような形になっております。これは、お手元に確認いただくだけでいいのですかね。よろしく願いいたします。

まず、1つ目として、保育所を中心として、地域の子育て支援の連携・協働・コーディネート等を行う機能が付加していければいいのではないかなと思っております。

特に課題としては、様々な機関、支援団体等との連携、地域に積極的に出向くアウトリーチの取組というのが求められていながら、なかなかできていないというようなところもあって、特に人口減少を地域などでは、なかなかいろいろな機関が多岐多様に動くことができないので、ないという現状もあるかと思うので、例に示したとおり、実践例もあるかなと思ってます。特に地域のコーディネート等を専門にするような方あるいは機能みたいなところが、今後、地域の子育て支援の内容の中に、実際に動かしていくような人がいるとか、そういう機能があるということが重要なのではないかというのが、まず1点です。

2ページ目ですけれども、第2点として、地域の子育て機関、NPO等の活動の拠点、そして、子育てNPOとか、個人の活動の支援に関する機能というのがつけ加えられたらいいのかなと思います。

簡単に言うと、場所をであったりとか、技術面のサポートがあったりとか、アドバイス、いろいろな関わりの仕方があるかと思うのですが、特に都市部だと、団体がたくさんあるようなところがあって、あと一時保育のニーズだとか、すごく多い地域などもあるのですが、そうすると、どうしても保育園の一時保育や、行政のサービスから漏れてしまって、個人的に活動している人たちが、認可外保育施設として登録しながらやっているというのが現状かなと思いますので、その辺りを支えていくような役割、そして、人口減少を地域であれば、いろいろ多機能の、個々でやっているような人たちを支えていくような、そんな場所になったらいいかなと思っております。

具体的に場所を貸したりとか、あと、情報交換をしたりするというケースが事例としてはあるかなと思います。

3つ目として障害児ですとか、外国籍の児童とか、様々な家庭の支援の拠点あるいは多世代とか、多文化、多様性みたいなものを包括する機能が加わったらいいかなと思っております。

特に外国籍の子供保育園とかに入る、幼稚園に入るみたいなのがあると、また関わりが生まれるのですが、そうではない場合、特に、0、1、2の、そして家庭にいるような場合は、何らかのアプローチが必要なケースもあるかなと思います。

また、障害のある子供の家庭などかでも、気軽に集えるようなサロンがあったりですか、そこから一時保育などにつながっていくようなケースが求められます。

また、小学校以降の学童との連携みたいなものも必要になるのかなと、その中心地点が保育園になるのかなと思っております。

最後に、人口減少して地域においてというところだと、その地域に1園、そして1小学校、1中学校みたいなエリアだと、町の子供を町全体で育み教育するみたいな、それで、社会貢献できる人材を育てているというところまでいくと、保育園、こども園などで育った子供がずっと継続的に見ていくして視点、そして、保育士の確保などで言いますと、特に実習の指導、そして、退職した園長先生などを活用しながら、新規に開設する園の巡回指導みたいなところも、可能性としてあるのかなと思っております。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○倉石座長 石井構成員、ありがとうございました。時間どおり守っていただきまして、簡潔に御説明いただいて、資料もまとめていただいてありがとうございました。

また、後ほど、方向性のところで御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、古賀委員のほうから、お願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○古賀構成員 よろしくお願いたします。

私のほうは、香川県と京都市のほうの事例を紹介したいと思っております。資料を御覧ください。

香川県善通寺市は、自衛隊の駐屯地などがありますので、夜勤とか日曜出勤などがある家庭が一定数ある地域です。

その善通寺市では、全ての子育て家庭が安心して子育てできるように、多様な支援が様々な施設で受けられるようにネットワークが充実している地域の1つです。

今日は、添付資料のところ、子育て支援のNPOが作成したマップをつけていただいておりますので、御参考までに御覧ください。

1つ目に紹介するのは、幼保連携型認定こども園カナン子育てプラザ21で行われている子育てホームヘルプサービスのコーディネーターです。

こういったホームヘルプサービスというのは、見知らぬヘルパーさんに子供を預けるといところで、保護者からすると不安の高いものです。

カナン子育てプラザ21では、主任級で地域子育て支援を担当されている高い専門性を持つ保育士の方が窓口となって、子供とヘルパーの方のマッチングをさせていただきます。

子供のことをよく知っている保育士の方が、子供とヘルパーの両方の特徴を捉えて、この子には、あのヘルパーさんが合っていると思うというような見立てのもとで紹介をさせていただきますので、保護者の方も安心してサービスを受けることができます。

具体的な人と人とをつなぐ保育士の専門性が生かされることで、保護者が子育て支援サービスを安心して利用することができるという、そういった好事例になります。

2つ目は、善通寺市立善通寺保育所で、月2回行われている、ふれあい広場という地域

の保護者等に対する子育て支援についてです。

現在は、ちょっとコロナ禍で中断されていますけれども、多くの保育所等で取り組まれている地域の保護者等に対する子育て支援ですが、大抵こういった子育て支援は通常保育と別のスペースを使用してなされますので、通常保育との交流はほとんど生じません。

この善通寺保育所で行われているものは、通常保育と連動させて、具体的にはどのクラスもドアオープンにして、自由に一緒に遊べるようにしています。地域の親子の名札等、名簿を作って顔と名前覚えて、保育士さんたちがみんなで、笑顔で受け入れてくださいますので、例えばお誕生会とか、園に所属する子供だけでなく、その日やってくる地域の子供も一緒にお祝いをします。

そうすると、地域で子育てをしている親子が、保育所の通常クラスで行われていることを知ったり、受け入れてもらったという経験から、この保育所に子供を入所させるために仕事を始めるケースとか、安心して子供を預けられると実感した保護者が2人目、3人目と出産するケースなど、実質的な子育て支援として機能している好事例になります。

資料の裏側になりまして、京都市の事例になります。

京都市では、平成24年5月に支援保育所の今後の在り方に関する基本方針が策定されて以降、公立の保育所の民営化が進められていますが、それと同時に、京都市職員としての保育士の専門性を生かす職域拡大も行われてきています。

現在、様々な職場で働く保育士が、今後どのように専門性を発揮していくのか、人材育成の観点も含めて検討がされています。

京都市では保育士職の職員として、保育所や児童福祉施設等において業務を行うほか、区役所、支所に設置されている区域の子供に関する業務を総合的かつ専門的に推進する窓口や、子供や家庭、青少年等に関わるあらゆる施策を推進する子供、若者育み局において、保育士の持つ専門性を広く社会に生かしていく役割が期待されています。

このように保育所に限らず保育所以外の職場においても、多くの保育士がその専門性を生かして業務を行っており、それぞれの職場で主任級、係長級、課長補佐級、課長級と、京都市の職員としてキャリアアップも行われています。

職域拡大の具体的な事例としましては、これまでから、子供に関する様々な心配、不安等についての相談を受け、専門的な調査等を行い、助言、指導、判定、訓練等の支援を総合的かつ系統的に行う児童福祉センター配属されています。

また、近年になって、各区役所、支所に設置されている区域で生活する全ての子供に対する子育て支援を総合的に展開する窓口にも配属されています。

ここでは、これまでは保健師が学区の担当者として地域保健活動等を行っていたところに、保育士も学区の担当者となるとともに様々な専門性を持った職員が、それぞれの専門性を生かしつつ、地域の子育て関係施設とも連携して、子育て支援を推進する業務を行っています。

なお、支援保育所においては入所児童に対する保育だけでなく、地域子育て支援拠点事

業として、各市営保育所に専任の保育士を複数配置するなどして、地域の子育て支援の専任ですね、保育士としての専門性を様々な形で子育て支援に結びつけておられます。

課題としましては、新たに職域拡大された先も含めて、保育士が様々な分野で保育士の専門性を高め、発揮できる研修の在り方ということが挙げられています。

以上です。

○倉石座長 古賀構成員、ありがとうございました。

また後ほど、人材育成等を含めて、今後の方向性のところで、また議論をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂崎構成員、お願いいたします。

○坂崎構成員 坂崎です。よろしくをお願いいたします。

今日は、2つお話をしたいと思います。

私が理事長やっています園の3つあるうちの、実際には4つやっているのですけれども、3つあるうちの2つの話です。

1つは、人口が6,500人のところ園です。平成24年から始めましたので、10年目になります。おかげさまで、10年間行い、来年からも約10年間行うことになりました。

青森県の中では、この市町村は40市町村のうちの出生率が4番目ですから、とても高いのですが、実際には、平成25年に240名在籍していましたが、来年の予想は140名で100人減ります。

しかしながら、村自体は、1村に1園しかありませんから、非常に高い支援を一緒になって考えています。

特に、例えば教育委員会の教育長、小学校、中学校の校長と一緒に月1回、去年のコロナのような対策は、1学期の4月から7月までは毎週のように集まって対策を行いました。

6,500人の村ですが、子育て支援を立ち上げて、年間の延べ人数は6,200人ですが、300日で4,000人を超えます。

村の祭りを私たちもやっていますが、私たちの夏祭りに6,500人で約2,000を超える人たちが来ます。

そういう意味では、民設民営の園でありますけれども、村の園として行われています。

しかしながら、先ほど話をしたように、今後、児童数の減少がどうしても否めませんので、来年から5年間の間に、来年の4月1日には、児童発達支援センターを空き教室を活用して行う。前は、3歳以上は3クラスだったのですけれども、今年から2クラスになりましたので、そのような児童発達支援センターを行っていくということと、5年以内には病後児、放課後デイサービス等を行うような形で、村と協議が進めて、もう実施される所に来ています。

一方、もう一つは緑の部分なのですけれども、一時保育や子育て支援センターではない就労によらない形での村独自の未就園児のための新たな保育使用が可能かということについて、村当局と昨年からいろいろと何回か話し合っています。小さな村であり、虐待や支

援等、そういうことに対して、例えば、週に1回、午前中だけでもとか、お昼を食べるようなことをやっていけるような仕組みにならないかということを考えています。

実際には、今、85%の村の子供たちが入っていますので、残りの15%の子供たちも通えるような仕組みができないだろうかということです。

この要望によるような事業の展開と、また、近い将来、虐待予防も含めた形での就労によらない入園の仕組みというのを、ぜひとも国でも検討をしてくださればありがたいと思います。

2つ目の事例です。

2つ目は、津軽半島の上の町で1万人なのですけれども、私のところは、飛び地の中の9村の2,500人です。依頼を受けて7年目になりました。10年間建物を借りる予定になっています。存続の可否を迫られている事例です。

最も簡単なことは、私が園を受けたときに、この町は、それでも青森県で一番最初に、平成27年に0歳児から保育料を無料にしました。ですから、一時期子供たちも増えました。しかし、コロナ禍のこともあって、昨年から生まれている子供の数は1人です。2年間で1人です。ですから、令和6年まで受けているわけですが、これは、私の計算であって、ここの園長からすると、多分令和6年は12、13人なのではないかという話もあります。

簡単に言うと、この地域にもう住めないから動こうという人たちもいるということです。

こうやって考えてくると、もうどうしようもならないのですが、建物が90人定員ですので、そこに十何人しか入らないということは、電気代とか、そういう維持費が立ち行きません。本気になって公立の施設にお返しをする、また、村サポートによる考え方を考えていただく、そういうことを正式に、もう少し一学期終わる段階で町に話し合いを望もうと思っています。

こういうことに関して、きれいな形で撤退できるかどうかということ、もしくは逆にいうと、本当に1村に1園しかないところに、こういうもので残していけるのかというのは、私の一番大きなところなんです。

以上であります。

○倉石座長 坂崎構成員、ありがとうございました。

また、論点のところも、要望等、資料を用意いただいていますので、また、後ほど、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂本委員、よろしく願いいたします。

○坂本構成員 おはようございます。

1枚ペーパーで提出させていただいております。

1回目に課題として提示された4点を踏まえて、意見を提出させていただきました。

まず、人口減少地域における問題については、カナダなどの北米で実践されているEarly Years Centreによる所管地区へのアウトリーチ、非常に既に長い歴史を持っておりますので、海外の事例というのは非常に参考になると考えております。

加えて、ニュージーランドの過疎地の保育の代替機能として、日本でも既に10年以上前から実践されている、保護者による共同保育、プレイセンターという取組の事例、こういったものを参考にした対応策の検討を提案したいと思います。

そもそも、カナダなど広大な国土やニュージーランドのように保育所整備が途上にある国においては、現在も日本が向かおうとしている状況と共通する保育の課題を抱えています。

プレイセンターは、北海道の恵庭市での実践の長い歴史があります。既に日本プレイセンター協会が存在し、普及にも取り組まれております。

活動中のプレイセンターとして、同団体のホームページには、20団体が紹介されています。

加えて日本型の共同保育プログラムとして、地域子育て支援拠点での実践を前提に開発し、健やか親子21でも紹介された支え合いの子育て、なかまほいくというのは、既に6万人を超える親が利用しています。

そもそも日本の保育所の誕生は、保護者の互助的な活動が始まりで、親たちの相互保育が原点と学びました。親たちが自ら子どもたちを預け・預かる実践をしながら、資金を出し合い、場所を確保し、時間を提供し、やがてそれが保育士を雇ってというような発展をしてきた、学童保育は今も一部ではこうした在り方の名残を持っているかと思います。

人口減少地域においては、親たちが主体的に保育の一部を担う、相互保育の実践を広げていくことも、保育の受け皿の補完に有効な実践となると考えます。

2番目に、そのほかの課題に対して、課題解決策を保育所、保育士だけに求めるのは現実的ではないという御発言が1回目の検討会でも相次ぎました。私たちも、そこは本当に同意するところであります。

人口減少地域で縮小を余儀なくされる保育環境のもとでは、限られた地域資源とマンパワーを活用して、少数でありながらも多様な保育、子育てニーズに対応する必要があります。

そのためには、まず、少ない子育て家庭の利用者に寄り添って、状況を的確に把握して、限られた地域資源を柔軟に活用する対応策作り、そしてそのスムーズな提供が一連で提供されるソーシャルワーク的な支援が前提となると思っております。

こうした支援に今一番近いものとしては、利用者支援事業があります。基礎自治体で整備が推進されております。

人口減少地域においては、子育て家庭に最も身近な存在として活動し得る利用者支援事業の基本形の役割や機能の拡充・強化による対策を、現実的な方向として提案したいと思います。

現在、利用者支援事業は、子育て支援センターや子育て広場などの地域子育て支援拠点で実施する基本形ほかに、保育コンシェルジュと言われるような特定型、母子保健を担う母子保健型があります。

利用者支援と地域支援の両方の業務を必須とし、これらを連携させる支援が実施要項にしっかり規定されて実践されているのは、基本型だけになります。

人口減少地域では、少数でありながらも子育て家庭の幅広い保育子育てニーズに対応する総合的かつ柔軟な支援が求められることから、基本型以外の特定型と母子保健型はその機能に偏りがあります。

現在、利用者支援事業基本型の約半数が子育て家庭に最も身近な子育て支援拠点で展開されています。現実的な方策を考える上での利点だと考えます。

保育士のソーシャルワークということが言われておりますけれども、なかなか親を含む子育て支援やコミュニティベースの展開や、アウトリーチに対しては、保育の専門性を超えた業務と捉えられる傾向もまだまだ根強いと感じております。

こうしたことから、保育所機能の一部ではなく、独立した子育て支援拠点事業と一体で展開される基本型の利用者支援の機能拡充・強化による課題解決の道を探ることが、現実的で有効な策ではないかと考えております。

以上でございます。

○倉石座長 坂本構成員、ありがとうございました。

また、後ほど論点のところでも地域子育て支援のことが、多分出ると思いますから、またそのときにお話しいただければと思います。ありがとうございました。

では、続いて、遠山構成員のほうから、よろしく願いいたします。

○遠山構成員 遠山です。よろしく願いいたします。

資料に載っていないところで、すみません、今、コロナ対応の中で、ワクチンが一番有効だという中で、ここ数週間、相模原市で行っている取組について、少しお話をさせていただければと思っています。

今、先々週ぐらいから始めているのですが、クリニックで個別接種を御相模原市内ですと、約200の医療機関でやっているのですが、そこでキャンセルが出た分については、今、保育所のほうで接種をしていただいています。それで約200人ぐらい既にワクチンの接種をしました。

それから、先行接種を保育士に対してやっていきたいという中で、これにはクーポン券が必要だということで、クーポン券の発送を、先週に約1,800人の方にやりました。

実際に園の希望を取ると、約300園の園があるのですが、4,600人ぐらいの方が、ワクチンを早く打ちたいと、このような話がありました。

その後、先週の金曜日に、保健所のほうで公表していただきまして、御配慮いただいて、高齢者施設、障害施設、それから子供の施設に関しては、余剰がある分については接種をやる公表していただきましたので、今日から約200人ぐらいのペースで、保育士の先行接種も始めています。

ただ、これは、いろいろ課題がありまして、ワクチンというのは、今、6倍に希釈しなければいけないので、希望者は6の倍数に収めなければならないとか、あるいは3週間後

に、同じ曜日に接種をしなければいけない、ですので3週間取めなくてはいけないとか、あるいはクーポン券がなければならぬので、市外の方が、なかなか対応できなかつたり、それから、2回目の副反応を心配して、例えば保育所などだと1人しか出せないとか、せっかく枠を用意したのだけれども、そういう声をいただいたり、というようなことがあって、なかなか、今、役所の中でBCPが発令されて、事業量を減らせと言われていたのですが、保育課の業務は、今、非常に増えているという状況があります。

しかしながら、このワクチンを接種することによって、今、3密の現場である保育所、子供たちがマスクをしていない、こういう状況の中で、職員のコロナ感染へのリスクを低減させる、職員の不安を低減させる、このことによって保育所等の感染を抑制して、臨時休園の回避、これが保護者の不安の低減にもつながるだろうと。

保護者が仕事を休む必要がなくなれば、社会に与える影響も少なくなるということで、これが市民の不安の低減につながるだろうということで、我々は今これを一生懸命やっているという状況です。

今年度に入ってから。

○倉石座長 遠山構成員、すみません、資料をいただいているところの公立園の再編の話のほうが、ちょっとお聞きしたいところですので、時間の関係もありますので、お願いしてよろしいですか。

○遠山構成員 はい。あとは、もう書いてあるとおりのので、少し足させていただくと、相模原市の公立園の再編については、平成18年、19年に合併した旧4町のほうで児童数の減少、施設の老朽化、一部では土砂災害警戒区域に指定されていることから、再編を順次行っているという順番で、既に公表しているのが、この順番でやっていくということが決まっているという状況でございます。

それから、次の資料ですけれども、医療的ケア児・家族支援法が、6月11日に法律が成立されて、先日公布されましたので、3か月後に施行ということになります。

この中で、3つ目の点になりますけれども、基本理念として、医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を、社会全体で支えることを旨として行わなければならないと、こういったことが定義されていますので、自治体として、この基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児、その家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するという事になっています。

これが、非常に今、我々としては重たい法律ができたなと考えておまして、医療的ケア児や家族の支援は非常に必要なのですが、なかなか保育所での受け入れというのは、集団保育になじむ、なじまないという部分がありますので、非常に難しいと、大変だなと思っています。

次のページには、相模原市の現状が入ってしまっていて、今、5施設で6人の方をお受けしているということ。

それから、一律の医療型児童発達支援センターで8人の受け入れを行っている、こう

いう状況があります。

今後ですけれども、医療的ケア児の受け入れに関するガイドラインを本年度中に策定する予定なのと、保育所と一律の医療型児童発達支援センターとの連携についても、今、検討に着手したところです。

最後のページは、いわゆる森の幼稚園など、幼稚園類似施設に対する支援についても、ここで着手を始めているところでございます。

申し訳ありません、以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

また、後ほどこの再編のところ辺りも、ぜひ、人口減少のところと関連しますので、御発言いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、開構成員、お願いいたします。

○開構成員 よろしくお願いいたします。

1回目で出しました資料の整理をしたものになります。少しお話しさせていただきます。

第1回目でも少しお話しさせていただいたのですが、この検討会で何をするのかというのが、まず1つあります。ちょっとごっちゃになっているかなと思うのが、地域の中で、子どもとか子育て、そして保育として必要なことイコール保育所であることだと思っていまませんかというのが、私はすごく疑問です。

地域で何が求められているかということをきちんと整理していただいてから、では、その中で保育所というのはどういうところなのか、どういう特性があるのかということもきちんと整理していただきたいです。とてもごっちゃになっているかと思えます。

保育所は、役割がエデュケアに変化してきたことは前回お話したかと思いますが、今、地域の中で求められていることを全部保育所であるという話は、もう一回言いますけれども、できないと思います。

子育てネットワーク、地域と地域資源、連携してつなぐ役割はとても必要かと思いますが、全ての機能を多機能集約化ということで担うべきで、ワンストップ窓口でネットワークの中心的ハブになるということも、全ての保育所が全国展開できるというのは少し幻想ではないでしょうか。実際は、とても大きな課題がたくさんあると思います。一律そういうことができるでしょうか。

今日、紹介いただいたところは、すごく先進的なところであり、町ぐるみ、地域ぐるみで、すごくそういう体制を整えていらっしゃるかと思いますが、そういうことができないところに実施を求めるということで、すごく負担があると思います。

あとで保育士の役割でも言いますけれども、保育所は、ほとんどの方が、経験しイメージを持っている生活の場です。それを忘れていませんか。保育所で全てのことができるわけではないと思います。様々な方、祖父母世代、親世代、いろいろな方、子ども、孫世代が関わるということはとても大事かと思いますが、少子高齢化に伴い、特に過疎地域では子どもが圧倒的な少数派です。空き教室が出てきたら、空いているから、地域のためにい

ろいろ実施しなさいと言われるのは、心外です。保育所というのは何のためにあるのですか。子どものためにあるのですね。

次、保育士の役割です。

保育士の専門性を軽視していませんか。保育士は、子どもの育ち、子育ての現実と直面しながら、日々生活の中で子どもと保護者とともに成長し続けることができる存在です。

保育所は生活総合性の専門性だと思います。医師等は診断、そして特定目的性の専門性だと思います。

養育、そして虐待相談、いろいろな御専門の方がいらっしゃいますけれども、その専門家の方のやっていることを、保育士の主任級の優秀な方もやってもいいということであれば、優秀な方がそちらに取られますので、本来業務である子どものための質の高い生活というのが壊滅します。そういうことをちゃんと考えていただきたいです。

ハイリスクアプローチの専門家か、ポピュレーションアプローチの専門家かという、私は、保育士はポピュレーションアプローチの専門家だと思っております。

職域拡大で、本来業務に取り組むための時間や場を保障されないまま、人員も増えないまま職域拡大を求められて、上位他資格免許の取得を任用資格とキャリアアップのための必要条件としていただくと、とてもハードルが上がります。混乱、負担感を招いて、本来業務における質の低下と就労を目指す者が減少します。離職率が増加します。

特に、これは多分、今日御参加の養成校の大学の先生方は、都会の方だから分からないと思いますが、特に地方の保育士養成校では、上位他資格免許取得にいろいろ必要となる科目があると、担当する教員が用意できません。これは切実な問題です。不足いたします。

そして、保育士に対する社会における認識、位置づけの向上ということです。子ども・子育て、社会づくりの専門家として認知されるために、第1回目でも言いましたけれども、小学校、中学校、高校等の学校教育に保育教諭も視野に入れていただきながら、保育の専門家であることを位置づけていただきたいです。

というのが私の主張になりますが、本当は後で言えばいいかもしれませんが、もう一つ言いますが、最後にこれを言って終わりますね、お時間もありますので。

この検討会は、保育士さんの声が全然聞こえてこないです。こういうことをやらせればいいと上から言うのではなくて、保育士さんが、私たちは子どもと、そして保護者と関わっていて、こういうことが必要だと思うので、こういうふうにしていきたいですという声が、ぜひ反映されるようにしてください。人口減少に伴い保育所や保育士が余ってくるから、これをやりなさいという論議は、私は嫌です。

以上です。

○倉石座長 どうもありがとうございました。

ほとんど今後の方向性についてのお話をいただきましたので、また次のところでも御発言いただくことになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、次、星構成員、お願いいたします。

○星構成員 湧別町の星です。

私、第1回目の討論会で発言をいたしました、町内の保育所と私立幼稚園を統合して、公私連携型の幼保連携型認定こども園へ移行することについて、事例として発言をさせていただきます。

まず、湧別町では、老朽化をいたしました公立保育所の更新の検討に当たりまして、保護者や議会、それらから、認定こども園化の要望があったところであります。

これを受けて、庁舎内に幼保一体の幼児教育のプロジェクトチームを設置いたしまして検討を進め、その結果、報告として、児童数の減少が続く将来に向けて、公立保育所だけではなく、町内の民間幼稚園、1つありますけれども、これを含めた枠組みの中で、民営化による認定こども園化と、保育所の再編が必要との報告を受けております。

その結果、この間、お話ししたとおり町内5つの保育所のうち、休止中の開盛保育所及び上湧別保育所を中湧別保育所の園舎に統合いたしまして、民営化による幼保連携型の認定こども園とすることで、保護者、住民等に対する説明会を行い、現在は来年の4月の開設に向けて、作業を進めているところであります。

再編に当たりまして、一番懸念したことは、公立保育所を公立のまま認定こども園にすることによりまして、1号認定児童が、公立認定こども園に流れ、教諭不足で一時存続の危機にありました町内の私立幼稚園の運営をさらに圧迫し、廃園に追い込んでしまうという懸念がありまして、町内私立幼稚園との共存共栄による再編を役場としては目指して事務を進め、結果的には、公募によって町内私立幼稚園を民営化法人として決定をいたしまして、来年4月の設置に向けて進めております。

これによりまして、町内5つありました保育所と私立幼稚園が再編をされ、湧別地区の公立保育所を保育所型の認定こども園に同時にすることによりまして、公私連携による幼保連携型認定こども園が1つ、公立の保育所型認定こども園が1つ、それと、従来の認可保育所の3施設に再編することとなっております。

公私連携の再編に期待することとしては、まず1番目として、保育士不足の中、効率的な保育士の配置が可能になること。

2番目として、民営化により、国の財源措置が、民営化法人が受けられるということ。

3番目といたしましては、児童数減少の中、将来にわたって湧別町内の幼児教育、保育の環境が維持できるということなどが挙げられると考えております。

反面、課題も多く、保育所の保護者にとっては、各小学校区にあった保育所が統合されることによる反発。それから、公立から民営になっても、既存の公立保育所と同じ感覚で保育内容、経費負担の認識を持っているということで、町といたしましても、教育認定児童等と、保育認定児童の処遇に差が出ないような支援を行います。

民営化の特徴を生かした運営調整を現在行い、保護者への関与が不可欠でありまして、町民保護者に対しましても、民営化になってもやはり公立、町の保育所が民営化になったということで、公立と同じような効果を求めることが大きくなっています。

それで町といたしましては、公私連携の手法を有効的に活用しまして進めたいと考えております。

以上、私立幼稚園を含めた中での保育所等再編の事例報告とさせていただきます。

○倉石座長 ありがとうございます。

星構成員、ちょっと最後のほう、少し音声が止まってしまいまして、少し聞き取りにくいところもあったのですが、恐らく公立保育所が民営化されるところで、保護者の方のという辺りだったと思いますけれども、また、後ほど民営化、この事例の公私連携のところの辺りで、課題等ありましたら御発言をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

堀構成員、よろしく願いいたします。

○堀構成員 堀でございます。よろしく願いいたします。

私の資料は、事前提出書類の46ページからになりますので、資料に従って報告をさせていただきます。

前回の報告の中で幾つかの課題が提出されました、論点が整理されましたけれども、保育所と子育て家庭をどのようにつなげていくかということも1つ挙げられていたと思います。

その関連で、現在一部の自治体で行われているマイ保育園登録制度について、少し検証をしましたので、その報告をさせていただきます。

都内でも、豊島区とか江東区などでの実施がすでにされているものですが、先駆的な取組には石川県のマイ保育園登録制度があるのですけれども、本県では、2005年度より制度がスタートし、実績を重ねています。

詳しい報告は、引用文献としてお示ししているものがあるのですけれども、その報告から10年が経過しているということもありましたので、現在の取組の実態について、石川県の保育者の先生方から聞き取りをいたしました。これを今回、資料として提出しております。

次のページになります。

マイ保育園の利用状況ですが、もちろんに園によっても、年度によっても違いはあるということですが、各園毎年30件から50件程度、の登録がありまして、週に1、2回利用があるということが報告されました。

また、その中でもメリットは、どういうところにあるかということをお尋ねしたところ、ほとんどが一時預かり利用で、保護者がリフレッシュしている様子があるということや、継続的な利用申し込みにつながるというお話もありました。

また、育児相談や情報収集の機会となるということや、利用者同士の横のつながりができるということも挙げられています。

さらに入園のきっかけや施設を知るといふ、先ほどの先生方の御報告にもありましたけれども、足を運ぶことで保育園やこども園、石川県では幼稚園も、その対象に入っていま

すけれども、保育の実態を保護者が見ることができる、知ることができるということも挙げられていました。

一方で、課題についてですけれども、制度がこれだけ長く取り組まれている石川県であっても、保護者には浸透していないということがあるようです。やはり保護者は一新されていきますので、知らない家庭も多かったということです。

平成30年度の利用登録率は62.8%で、石川県もそれをもう少し高くしようと目標値を定めている様子です。

また、先ほどから課題としてあげられていますが、やはり職員不足ということがあります。保育者は現状でも様々な役割を担っていますから、先生方の負担が大きくなることから、一日に預かれる人数の制限が生じてしまうということもありました。

さらに一時預かり利用が非常に多く、それ以外の活用がされていないということも挙げられていました。

つづいてこれはある園なのですけれども、利用によって入園につながりやすいという入園メリットが目的となるケースもあって、マイ保育園の目的には合致していないのではないかとということも疑問として聞かれたところです。

事例については、ぜひ、こちらはお読みいただければと思うのですが、総括として、繰り返しになりますけれども、現在の様子ですと、一時預かりの利用が多いということがありまして、10年前の調査とも、あまり現状は変わっていないということがありました。

また、職員配置における体制の不安定さということは、課題として挙げられています。

一方で、園がこの制度を通して保護者のより所となっている状況や子育て支援も保育の一環として考えて、保育者自身がいろいろと工夫をなさっている様子をうかがえて、そういう意味では、こうした制度のよい点をもっと検証してもよいのではないかとことは今回の聞き取りを通し、考えております。

以上でございます。

○倉石座長 堀構成員、ありがとうございました。また後ほどよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、森田構成員、よろしく願いいたします。

○森田構成員 お世話になります、森田でございます。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。

私のほうからは、資料の50ページ以降になりますけれども、前回御説明をさせていただきましたスマイルサポーターについて、資料を基に少しより詳しく御説明をさせていただければと思います。

50ページからなのですが、まずは55ページをお開きいただければと思います。

スマイルサポーターの沿革というか、歴史的なものを書かせていただいています。始まりとしまして、昭和57年に大阪府内の女性1万人を対象に行った育児についての女性の意識調査を保育部会総出で実施させていただきました。

この調査の中で、保育所機能をさらに充実していくとすればという設問に寄せられた回

答の1つであった子育ての悩みや相談に応じてほしいという声にお答えする形で、昭和59年、でんわ育児相談として始まりました。これが当初は、06-764-1152ということで「なろうよ、いいこに」と、毎週月曜日が相談日として始まりました。

これを平成2年に1か所から全会員園での相談事業に発展させて、大阪の子育て支援活動、育児相談員が始まりました。

この事業に、大阪府の認定を平成10年よりいただくことになりました。この認定は、大阪府福祉部長名での認定をいただきました。

その後、56ページに記載しておりますけれども、平成19年に、育児相談員の活動状況に関する調査というのを実施させていただきました。それぞれの保育園では、相談の内容には保育・子育て以外の課題がたくさんあることは分かっていたのですが、調査の結果、糸口が子育て相談であり、相談を受けるうちに本当の課題は経済的な課題や障害、高齢(介護)といった問題であることが、過半数を超えることが分かってまいりました。

保育園は気楽に訪問できる場所であり、数も多く、開所時間も長いという特徴を生かして、こうした子育て支援の課題解決に、我々保育園も地域貢献事業として参画できるのでは考え、セーフティネットとしての可能性を探りました。

その結果として、これまでの相談援助中心の研修に様々な制度や社会資源の知識を習得する研修を追加し、スマイルサポーターが始まりました。

平成21年度より、大阪府福祉部長名から大阪府知事認定資格としていただきました。

養成研修の受講者資格は5年以上の経験を持つ保育士で、園長の推薦をいただいております。今は10日間の研修で総研修時間28時間の実施です。

現在は、このうちの15時間をキャリアアップ研修の1分野、保護者支援子育て支援としての意味合いを持って、2つの資格を併用して受けられるようになっております。

また、スマイルサポーターへのフォローアップ研修やスマイルサポーターを配置する園長に対する研修を毎年行っております。

ちょっと戻りますけれども、53ページにありますように、令和3年5月時点でありませけれども、2,561人のスマイルサポーターが729会員の88%の約646会員に在籍されています。

そして令和元年度は、年間約2万3000件の相談を受け、その15%は保育子育て以外の生活や就労、虐待相談でした。保育士という子育ての専門職だからこそ、保護者は子育てに関する悩みを相談しやすく、その相談を入り口として、子育て以外の課題にも関係機関と連携しながら対応できるのだと考えています。

続いて、少し飛びますが、69ページを御覧いただければと思います。

先に始められておりました老人施設部会の社会貢献事業、生活困窮者レスキュー事業と保育部会の保育園における地域貢献事業である、スマイルサポーターと併せて、児童施設部会で成人施設部会、セルフ部会等とともに、オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業として、平成27年度より、大阪しあわせネットワークとして活動しております。

この大阪しあわせネットワークについての趣旨や目的は、70ページに掲載しております。

また、オール大阪の活動事例を62ページからも掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

こうした活動を行ってまいりましたが、思い出に残るスマイルサポーターからの相談の1つとして、研修中だったのですけれども、保護者からの相談でした。保護者が女性と女性のペアだったか、男性と男性のペアだったかというのはちょっと忘れてしまったのですが、どちらかが性転換をしたいとのことで子どもに話していいかどうかというような御相談も実際に受けました。

そのときには、私も黙ってしまいました。そのケースについては、スーパーバイザーという先生もついでにいただいておりますので、そうした先生方との関係の中で、解決というよりも相談にのってという経過がございます。

そうした自分たちで分からないことは、地域保健支援員とも共同しながら相談に向き合います。しかし、職員の人材不足、また、予算不足の中、専従できることもなく、保育の時間外で夜まで訪問したりすることもあります。こうしたことが、専従、専任で取り組めるようなことができれば、幸いかと存じます。報告までです。

以上でございます。ありがとうございます。

○倉石座長 森田構成員、ありがとうございます。

大阪で取り組まれています、スマイルサポーター事業について丁寧に御説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、資料を提出いただいた構成員の方の発表は、これで終わりになるのですけれども、提出いただいていない構成員の方もいらっしゃると思いますので、何か御発言されたい事柄等ありましたら、挙手機能がありますので、そちらのほうを使っていただいて、挙手をいただきますと、私のほうから指名させていただきますので、いかがでしょうか。

よろしいですか。資料を提出いただいていない構成員の方で、何か事例等で御発言をいただくことは、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、高谷構成員さん、田中構成員さん、話を進めさせていただいて、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして議論の2のほうに行かせていただきます。

議論1でも、たくさんの論点に対する御意見をいただいたところですが、この論点整理のことについて、移らせていただきます。

最初に事務局のほうから、資料2のほうの説明をお願いいたします。

○井上保育課長補佐 事務局でございます。

私のほうから資料2、それから資料3をまとめて御説明させていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

まず、資料2でございますけれども、論点整理（案）でございます。

まず、タイトルのところがございますけれども「人口減少地域等における保育所の在り方」という項目でございます。今後も形式は同様でございますけれども、上の青い枠囲みが論点、それから、オレンジの枠囲みが前回構成員の皆様方からいただいた主な意見でございます。

前回の検討会では、人口減少等を踏まえた今後の対応についてということで、今後、保育所なり子育て支援の機能が必要ではないかといった、また、そういった検討の進め方等について御意見をいただいております。

また、設備運営基準や公定価格に関する対応を求める意見、そして、各自治体においても保育所の在り方について検討をする必要があるのではないかといった御趣旨の意見がありました。

そうしたことを踏まえまして、論点でございますけれども、2つでございます。

まず、1つ目でございますけれども、今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策についてどのように考えるか。

それから、各市町村では、保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域ごとに状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるか、そのような論点とさせていただきます。

それから、2つ目の項目は3ページを御覧いただきまして、保育所・保育士による地域の子育て支援に関する論点でございます。

前回の検討会でございますけれども、まず、1つ目は、地域の子育て支援における保育所・保育士の役割についてということで、その地域において、子育て支援を行っていただいている様々な主体があるという中において、保育所の役割、保育士の役割をどう位置づけていくかといった御意見があったかと思っております。

それから、保育所による地域の子育て支援については、ICTでありますとか、そういったツールに関して、あとは就労の有無に関係なく、保育サービスを使えるようにすることといった御趣旨の意見があったと理解をしております。

それから、保育士の専門性を生かした支援、例えば4ページのところがございますけれども、それについては、地域子育て支援についてアウトリーチ型の子育て支援が必要ではないかといった御意見もございましたけれども、一方で、保育士に過重な負担を求めるべきではないといった御意見もあったと理解をしております。

そうしたことを踏まえまして、論点でございます。3ページでございますけれども、2つでございます。1つ目が、地域で子育て世代が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。

それから2つ目でございますけれども、その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を生かした支援としては、どのようなものが考えられるかというような論点としております。

それから、5ページでございますけれども、3つ目の項目につきましては、多様なニーズを抱えた保護者・子供への支援というものでございます。

こちらについても、例えば、我々のほうからも御紹介をさせていただいた医療的ケア児、障害児のほか、あとは保育所の空き教室等を利用した発達支援事業の開設とか、外国籍の子供、それから、家庭環境に特別な配慮が必要な子供が一定程度いらっしゃるといった御意見もあったかと思えます。

それから、医療的ケア児が待機児童になっているといったような御趣旨の御意見もあったかと理解しています。

そうしたことも踏まえまして、論点でございます。

1つ目は、一時預かりにつきましては、必要とする人が、より利用できるようにするための方策についてどのように考えるか。

それから2つ目でございますけれども、医療的ケア児、障害児、外国籍の子供や、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子供など、保育の現場で多様化するニーズについて待機児童解消の観点も踏まえ、その受け入れや必要な支援を進めるための方策についてどのように考えるかといった論点とさせていただきます。

6ページ、最後でございますけれども、保育士の確保・資質の向上についてということでございます。

前回の検討会では、保育士の量的確保ということ、それから、資質の向上、さらには個別にも御説明をさせていただいた、わいせつ行為を行った保育士の対策について御意見をいただいているところでございます。

そうしたことを踏まえまして、論点でございますけれども、生産年齢人口の急減や地域の子育て支援における保育重要の役割を踏まえた、保育士の量的確保策や資質の向上策についてどのように考えるか。

それから、わいせつ行為を行った保育所の対策について、教員の取扱い等を踏まえ、どのように考えるか、そのような論点とさせていただきます。

資料の2は、以上でございます。

それから、資料3につきましては、前回の検討会で進め方について御説明をさせていただきました。子ども・子育て会議の意見についても、こちらの検討会のほうで御報告をさせていただきながら、議論を深めていくこととしたいというような御説明をさせていただきましたけれども、6月18日に第57回子ども・子育て会議がございまして、この検討会の設置について御報告をさせていただきました。

その際にいただいた意見について、御紹介をさせていただいております。

子ども・子育て会議の委員からは、主に3つ御意見をいただいております。

1つ目でございますけれども、待機児童が発生している地域がある一方で、人口減少の影響下にある地域では、保育所等の運営継続は困難な状況も発生していると、今後、全国的な課題になることが想定されるということでございます。新子育て安心プランでも記さ

れているけれども、人口減少地域の保育の在り方について、しっかりと御検討をお願いしたいといった御意見が1つ目でございます。

2つ目でございますけれども、待機児童問題終結後や地域共生社会の実現を視野に入れた場合、地域における保育の提供の在り方を総合的に議論することは大切である。検討会相互や政策相互の関連を考えながら、提言やその実現を図っていただきたい。特に、地域支援や虐待防止、子供の貧困支援が政策課題になっている今、保育士養成課程におけるソーシャルワークの充実に結びつけてほしい。また、地域共生社会実現の動向や、今年度から創設された重層的支援体制整備事業並び令和5年度から社会福祉連携推進法人制度の創設などを視野に入れた提言が行われることを期待したいというのが2つ目でございます。

3つ目の御意見は、ポスト待機児童時代において、保育所は変わらなければならない。地域の全ての子供に開かれた保育所にしていただきたい。新しい保育所の形として、必要性認定を廃止し、基本は社会で子供を育て、専業主婦でも働いている人でも、週1から週6まで、短時間から長時間まで、様々な形の通い方があり、皆が保育所を利用できるようにすることが次のビジョンなのではないか。また、特に無園児を解決する観点からも、3歳以降は保育所の義務化を進めるべき。さらに、保育所と障害児を含む児童の福祉をインクルーシブに合体させて、保育所でも福祉サービスができるようにすべき。新しい保育を今こそ構想すべき時期に来ているのではないか。そういった御意見が3つ目としてございました。

資料3につきまして、説明は以上でございます。議題2の関係の資料は、以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

今、事務局のほうから資料2と資料3について説明をいただきまして、今後の論点のところを示していただいたところです。

それでは、ここから各構成員から御意見を賜りたいと思っております。また、御質問でも結構でございます。

第1回と同様、全構成員に御発言をいただきたいと思っておりますので、恐縮なのですが、名簿順に指名をさせていただきまして、時間はできましたら3分以内程度ということで、広く意見をいただいても結構ですし、一点に絞り込んでいただいても結構ですので、そこは御自由に御発言をいただければと思います。御協力のほう、よろしく願いいたします。

それでは、初めに石井構成員のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

○石井構成員 今までの議論等々も踏まえまして考えたことを2、3整理して発言させていただきたいと思えます。

子供が少なくなっていくというようなところで、人口減少地域というのを考えたときに、今までの議論を伺っていると、保育園という機能が撤退なのか、あと形を変えて存続していくのかという方向性が、大きく2つあるのかなと考えています。

そうなったときに、撤退という選択肢は、地域の児童福祉のセーフティネットがなくなるという危険な感じになりますので、ちょっと望ましくないというところであると、いろいろ形を変えていくところなのかなと思います。

そこにも幾つか方向性があるって、例えば、保育所それ自体を多機能化していくというところか、もしくは地域の資源を集めて、結果として多機能な施設にしていくとあって、町とか村とか地域で生まれた子供を一時預かりも含めてゼロ歳から、できれば中学校まで一貫して見ていく、そういうところの中核になっていくべき働きができるのかなと、私はいろいろ考えています。

保育士は、そもそもソーシャルワーカーですので、ソーシャルワーカーの業務の中にはケースワーク、そして、グループワーク、そして、コミュニティワークというようなことがあって、そのコミュニティワークのほうを、保育士を中心に、その地域、地域においていろいろな形を模索できるようにしていくというところなのかなと思います。

私の言いたいことは、いろいろこれまでも申し上げてきたところですので、人口減少というところでいくと、そうかなと思います。

一方、都市部ではどうかというところだと思うのですが、都市部だと、保育園の数というのが、整理されていくという流れになるのかもしれないなというところで考えています。

そのときに、都市部というのは、ソーシャルワーカーの資源というのがいろいろ埋まっているものなのです。それぞれやられている、だから、それぞれやられているところの機能などを集約してあって、そして、うまくそれが子供にとって、そして、保護者にとって使いやすいというか、利用しやすいような道筋を作っていく、整理していくところが必要なのかなと思います。

そういったところで、保育園の空き施設というような話もありましたけれども、場を提供したり、一緒に共同していったりとか、コーディネートしていくみたいなのところの機能というのは、在園児の保育にとっても生きていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

都市部の話、石井構成員から後半にいただいたのですが、都市部の中でも、結構、地域によっては人口減少があつて、都市部の中でも人口集中のところと過疎のところが出てきておりますので、場合によると、地域の特性を生かした保育機能をどう残していくかと、セーフティネット機能をどう担保するかということ、この辺りは、またこれから考えていかなければいけないと思っております。ありがとうございます。

それでは、次に、古賀構成員、お願いします。

○古賀構成員 お願いします。

ちょっとこれまで出ていない論点として、人口減少地域の保育士の研修システムをどうするのかということをお話ししようと思います。

今の人数配置だと、質保証、いろいろ休めないというようなこともできますし、その質向上に向かっていくというようなシステムが、そもそも構築できないというようなことが非常に問題ですので、ネットワークでどういう支え合うシステムというのを作れるのかというところも併せて検討していかないといけないのではないかと。持続可能なシステムとして、学び続けながら質向上に向かっていけるようなシステムというのを作るべきであろうということも1点申し上げます。

それから、今日、コミュニティベースの話が出てきておまして、前回もそうでしたけれども、非常に現実的には、保育所に限らず、様々なNPO法人等も含めた保育関連の組織というのが連携しながらやっていくということが、非常に現実的な路線であるということも理解できるのですけれども、その質の確保と向上についての仕組みが、やはりここでも必要となってくると思います。

ニュージーランドのプレイセンターのお話もありましたけれども、ニュージーランドのプレイセンターにおいても開設免許は必須で、親は通常、親というのは、保育に関わっているプレイセンターの親です、保育に関わっている親も、通常プレイセンター連盟が推進する乳幼児の学びの原則に基づいた研修を受けています。

それから、自己評価も義務づけられていますし、教育評価局という外部評価を受けることも、おおむね3年に一度行われていると、そういう質管理のもとで運営されているものですので、日本においてこういった質の確保と向上のシステムを、いわゆる認可保育所以外のところで、きちんと整備していくのかという問題と切り離しては、この問題は考えられないのではないかと考えています。

それから、わいせつ行為について、少しだけ申し上げます。

まず、資格の再登録を可能にすることが、果たして適当なのかどうかということについては、性犯罪心理の専門家等にきちんとヒアリングすべきだと考えます。

その上で、資格登録取消しは何年にするかだけではなくて、再教育をどうするのかとか、それから保育所任せに、復帰してきたときに、するのではなくて、やはり性犯罪を犯した後のケアに関する専門家のフォローアップ等が必要だと思いますので、そういったことも検討すべきだと思います。

それから、特に保育所の子供たちは声を上げられない年齢ですので、具体的には、例えば、おむつ替えをするような年齢の子供を担当できてしまうのはどうかとか、一人担任にできるようになるまでのプロセスをどうするかとか、非常に慎重に進めていくべきではないかと考えています。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

古賀委員からは、いわゆる質の担保と向上ということで、持続可能な学びを支えるシステムというものが需要ではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、坂崎構成員、よろしくお願いいたします。

○坂崎構成員 先ほど厚労省から説明をされました資料2の論点、子ども・子育て会議における主な意見に関しては、理解いたしました。

人口減少と少し離れますけれども、私は開委員と意見が相当違う反面、非常に似たところもあると思っています。

というのは、やはり現在の保育士の在り方、働き方というのは非常に厳しい状況にあるのではないかと。その上で、いろいろなことをしていくということに関する危惧というのは、基本的に私もよく分かります。

こういうことを考えますれば、やはり公定価格上でありますけれども、質の重視というのは、例えば、単純な話をすると、保育スペースと保育士定数の改善、待機児童が終結したらば、やはり保育スペースを改善していくということが、最も望ましいことのわけであります。

戦後の270万人生まれたときの仕組みから何も変わっていないことというのは、非常に大変なことだと思います。

さらに、非常に一元化されてきましたけれども、さらなる要領や指針の一元化等が、やはり質の担保をしていくのではないだろうかと思えますし、現在の保育士が短大の2年で修得する機会というもの、非常に厳しい状況にあるというのは、私も実は、大学の先生をやっていたので、よく分かるのですけれども、保育士養成関係の先生をやっていたので、よく分かるのですけれども、それ以降のキャリアアップの進め方とか、ソーシャルワークに関することということに関しては、検討が、こことは関係なく必要なのではないかと思います。

しかしながら、1つの方向性だけではなくて、やはり地域において、その支援の仕方、その形というのは違うと考えます。保育所が中心となっていくところもあれば、保育所とほかのものが連携して行うような施設もあると思えますし、ある意味では、大きな子ども・子育て支援センターのようなところで、全てを支援していくという仕組みもあるかもしれません。いずれにしても、その地域における最もよい選択をするために、自治体や国が支援をしていく、また、サポートするばかりではなくて、主体性をもって行うという仕組みに作ることが、いろいろ抱えている、今の国の問題を改善していく1つの方法だと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

もう少し具体的にお伺いしたいところでもあったのですけれども、すみません、時間の関係で、まとめていただいてありがとうございました。また、今後、御意見をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、坂本構成員、よろしくお願いいたします。

○坂本構成員 皆様の発表をいろいろ伺いながら、大変勉強をさせていただきました。

省資源化が、やはり地域の中で、保育に関してはやむを得ない。

そう考えると、そういう状況を踏まえて、保護者ニーズへの対応を、しっかりやり繰りしてくれる人、親子の不安を軽減してくれる人というものが必須で、それは、保育というよりは、親のサポートということになってくるかなと思います。

そういう意味では、冒頭に発表させていただいた利用者支援専門員というものが、もう少し拡充されていく、いろいろなところと連携が図られていくというのが大事だと思います。

利用者支援専門員の中には、保育所に併設された地域子育て支援拠点で、保育士さんが活躍されているところもあります。

一時預かりに関してですけれども、とても希望が多い、どこもそうです。この一時預かりの中身に関しては、リフレッシュを希望する部分もとても多いのです。レスパイトとか、パート、アルバイトなど短期就労される場合に利用されますけれども、リフレッシュ利用に関しては、地域の中で様々に行われている保育付きの活動でも代替可能な部分があり、必ずしも保育士でなくても提供できるものではないかなと思っております。

最後に、保育さんの養成校や養成プロセスの問題も、2年間という中であると思いますが、やはり保育を中心に学んで来られる学生さんたちにとっては、地域を理解するというのはなかなか難しい。それと、一旦職場につかれてから、地域というものを肌で感じられて、その必要性、重要性に気づかれる方も多いようです。

リカレント教育を保育士養成校には、充実させていただくことを期待したいと思います。

国では、子育て支援員研修が体系化されて、今、都道府県でやられています。その中で、私も地域子育て支援に関する専門講習のところを担当しておりますが、保育士さんの受講も最近が増えてきています。ただ、機会が非常に限定的ですので、こういったコミュニティベースの理解を促進するという意味では、学ぶ機会を作っていただくということも一方で必要ではないかなと思っております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

保育士の専門性の担保と保育士以外の専門性で部分を、どういうふうに交流させていくかということと、それに対する専門性の担保で、持続的な研修を行っていくという辺りは、古賀構成員と同じような発言をいただきました。ありがとうございます。また、具体的なことがございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、高谷構成員さん、よろしく願いいたします。

○高谷構成員 まず、この会の話す方向性ですけれども、やはり中長期で、ある程度保育士に余力ができた状態でのお話と、また、短期的に、現状の話と、ごちゃごちゃになってしまうと、非常に混在してしまっていて分かりにくくなるので、その辺の一定の整理が必要なのかなという感じがしました。

まず、まちづくりの関係ですけれども、大きな視点で、人口減少地域のまちづくりの在

り方というのをどう考えていくか、国として、地域に子供が少なくなってしまうからでは本当に対応が難しくなります。かけるエネルギーや予算も本当に大きなものになりますので、国における大きな問題に人口偏在化ということがありますので、やはりその辺は、保育政策だけではなくて、交付税制度とか、そういう何らかの国の関与システムができたらいいなと思います。

それから、公立保育所の在り方につきましては、先ほど相模原市の取組のような在り方、非常にすばらしいなと思います。災害時でありますとか、今のコロナのような緊急事態においては、民間において非常に厳しい、難しい医療関係機関との連携でありますとか、公的施設、児童福祉司等の専門職のいる、こういうところとの連携や、公務員としての身分を保障された保育士の存在、こういうことは民間園とは全く異なる特性を持った性質の施設ですので、本来、民間以上のライフラインであるべきであって、その特性を發揮していただけるならば、その地域にとって非常に存在意義があるのではないかと思います。現状ではなかなか難しい、そういう事例は少ないのかなという気もします。

それから、前回も申しましたが、地域によって設備運営基準、今すぐ何らかの対応を必要とするところもございます。人口減少地域によりましては、園児減少に伴い、結果的とはいえ、手厚い職員配置となる、今後ですね、現在のところもあると思います。このような施設に対して現行の公定価格の3歳児15対1の配置基準への加算のようなもの、こういうものを適用していくことについて、例えば3歳未満児へ、さらに拡大していく必要があると。それから主任保育士専任加算の要件見直しでありますとか、定員刻みのさらなる細分化、それから自治体が経費負担増を理由とした定員減を拒むことがないようになど、即効性のある施策を行って、保育施設の撤退をまず防ぐ必要があるのではないかと思います。

それから、地域子育て支援ですが、0歳から2歳児の就園していない子供たちに虐待事例が多いのではないかと思います。地域子ども・子育ての事業の、13事業ですか、子育てメニューに参加する層よりも、参加できない、しない層へのアプローチを検討していく必要があるのではないかと思います。

現状では、乳児、家庭の全戸訪問事業、それから各種健診、乳児健診、1歳半、3歳児等の場だけでは、そのような子育て支援は十分と言えないのではないかと。かといって、そのフォローを全部保育士だけに負担させると、さらなる人材難を助長しますので、また別途研修を受けた者も参加できるような、支援員として配置するなどの施策によって、民生児童委員や保健師さん、医療機関や自治体との協働によって強化していくべきだと思います。

また、国庫負担によって設置された保育施設の目的外使用、これがなかなか難しく、地域福祉全般に柔軟に、これから認めていただければという要望もありますので、その辺りの指針も国として提示していただければと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

非常に重要なことを、申し訳ありません、短い時間でまとめていただきまして、ありがとうございました。また、今後、後半の指針の辺りのところも話題になりましたら、よろしくをお願いします。

それから、中長期的、短期的というところ、この辺りを整理しながら今後考えていく必要がある。この辺を意識させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、田中構成員、よろしいでしょうか。

○田中構成員 高知県の田中です。私からは論点のうち2つについて発言させていただきます。

1つは、人口減少地域において必要な保育を確保ということですが、当然、保育所に限らず、子育て支援に関するあらゆる資源を活用するという視点が必要だと思います。

ですので、この検討会は保育所となっておりますが、当然、幼稚園や認定こども園も視野に入れておく必要があると思いますし、例えば、本県では、保育所が統廃合で減少する一方で、雇用労働政策ですが、ファミリーサポートセンターは、5年前1市だったのが、12市町に、この5年間で増えています。

そういったいろいろな地域資源が有機的に結びついて、子育て支援に充実していくということが大切だと思っていて、そのためには、構成員の皆様からの御意見もありましたが、首長部局と教育委員会をはじめとする部局間の連携が、自治体には非常に重要なのだろうなと思っています。それが1点目です。

2点目は、保育者、保育士さんによる地域の子育て支援ですが、本県でも子育てに不安を抱える保護者が増えています。どう接したらいいのか、あるいはどう接したら子供の育ちにつながるのかといったような悩みを抱えている。

そうした保護者さんに対して、直接支援するというのも大事ではないかなと思っています。

例えばですけれども、保育士さんが持っている技術、例えば、子供への関わり方であったり、子供が思いっきり遊べるような環境づくりだったり、といったような技術だったり、視点をできるだけ見える化して、様々な子育て支援の場で分かりやすく解説する。こういったような取組があれば、保護者にとって支援につながるのではないかと思います。保育士の専門性を生かした保護者への直接的な支援、これは考え方としては、やはり子育て自体を保育士のみで担っていくというよりも、保護者自身に、御自身に望ましい子育て力を身につけていただくという視点、これも大切なのではないかと思います。

その意味で、保育技術を見える化して、それを保護者に伝えていくというのは、意義があるのではないかと思います。

簡単ですが、以上です。

○倉石座長 ありがとうございました。

田中構成員、最後のところですが、保護者の方というのは、保育所を利用されている保護者の方ですか、それとも地域の子育て家庭全てですか。

○田中構成員 地域の子育て家庭全てをイメージしています。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございました。

それでは、続きまして、遠山構成員さん、よろしくお願いいたします。

○遠山構成員 先ほどは、すみません、資料にないところで、ワクチンの話を大分長く言ってしまうして、申し訳ありませんでした。

ただ、私が今、コロナのことですごく気になっているのは、コロナが、今、真ただ中の状況の中で、保育所の利用も大分変わってきているというところが、見えてとれていません。

いろいろ今日も勉強させていただいたところなのですが、例えば、相模原市の場合ですと、一時保育の利用は減ってきています。それから、延長保育の利用に関しても、時間が短くなってきている、こういう状況があります。

一方で、よく分からないのは、所得階層は、実は高くなってきている人も増えていると、そういう状況もあって、今、コロナ対応は真ただ中ですけれども、これが終わった後、どういう時代になっていくのかというのが、なかなか想像がつかない、これが今、現場を預かっている立場として、そこが一番不安に感じているところです。

そういったところから、なかなか論点を整理するところまでいかないのですが、提供した資料を若干補足させていただくと、相模原市は、36ページの公立園の再編のところなのですが、もともと、今もそんなに人口が減っていない、旧の相模原地域では、まちづくりの単位が18あって、それを上回るころについては、20年前の行政改革大綱で、民営化を図っていこうということで、4園民営化しました。

それ以外に、平成18年、19年に合併した4町で、この3つの要件、児童数の減少、施設の老朽化、それから、土砂災害が心配なところ、この条件が整ったところに関しては、一部再編を行ってきているという状況があります。

それから、医療的ケア児の37ページのところでは、一番は、看護師の確保、これが今、非常に難しいなと思っています。

今、園でいうと、約300の園が相模原市にあるのですけれども、その中で、県の調査では、39人看護師がいる、これは正規、非正規問わずなのですけれども、いるということは確認しています。

しかしながら、まだ現場では足りないという話です。ただ、このコロナ禍ですので、なかなか募集をしても集まらない、こういう問題があって、ここがなかなか難しいと思っています。

それから、資料3の子ども・子育て会議の中であった無園児、こども議会の中でも取り上げられまして、我々としても、どうしていくのかというところなのですが、3歳児以降の保育所の義務化というのは、非常に面白い提案だと思っています。

最後に1点、働き方改革を、今、いろいろ言われている中で、一律保育所の、この間もさんざん言われてしまったのですけれども、昼休みの休憩場所がない、休憩をとろうと思

ったけれども、休憩をする場所がないと、こういうようなところがあって、今までですと課題にならなかったところが、今、課題になってきているというところもあって、まだ、日々、私も悩んでいるところで、すみません、申し訳ございません、以上でございます。  
○倉石座長 ありがとうございます。

遠山構成員がおっしゃられたコロナのことも、最近、在宅ワークが増えてきている中で、保育の延長をどうするかということですね、延長保育の時間帯をどうするかとか、こういう課題も出ておりますので、また、その辺り、ぜひ御関心があるところで御発言をいただければと思います。ありがとうございます。

医療的ケア児の取組についても、大変興味深く聞かせていただきました。ありがとうございます。

それでは、続いて、開構成員、よろしく願いいたします。

○開構成員 よろしく願いいたします。

資料のほうに、最後に書かせていただきました要望も含めまして、もう一度お伝えして終わりたいと思います。ハイリスクを生み出す根本的な原因というところから、やはり関わっていくということで、まちづくり等の御意見も出ていたと思います。どうも虐待が増えてきた、それに対応するところをもっと増やさなくてはいけないという議論だけではなくて、虐待が起こる根本的な原因を考えて行く必要があると思います。母親が、例えばDV等の被害を受けて、相談するところをつくるということだけを議論するのではなく、私は自分も男性だからということもあるかもしれませんが、男性自身が変わっていく場、とても必要だと思っています。

その場となるのが、資料に書かせていただきましたけれども、小学校以降の愛着、信頼関係の学びというところかと思えます。

第1回目でも言いましたけれども、家庭科では、被服とか食物の専門家の方はいらっしゃるけれども、保育の専門家の方が圧倒的に少なく、男女ともに学ぶ場の家庭科で、きちんと愛着、信頼関係について伝えられていないのではないかと、これはとても大きな問題だと思っております。

学びの場が保障されないままになっている根本原因がそのままになっているから、どんどん問題が出てくるたびに、どこか対応してねという対処療法になっていくかと思えます。

そして、人口減少の話でいくと、もしかすると、最後は保育自体、保育所等の施設で継続できない可能性もあります。

といったときには、やはり地域で、保護者の方が自分たち自身で子育て力を上げていかないと、これは立ち行かない。そこまで考える必要があるのに、そうではなくて、保育所で全部できますよという論議は、おかしいのではないかと。義務化ということも3歳以降の義務化ではなく、0、1、2歳が一番虐待等について問題になっているのです。そこについての視点を、子ども・子育て会議で、必要性認定のお話も出ていますけれども、少し論議をいただけないかなということ。

先ほど保育士がソーシャルワーカーなのかという話だったのですが、保育士は、ソーシャルワークの専門家ではありません。

それこそ社会福祉士の方等々に対する専門性を軽視していることだと思います。保育士は、どこかにつなぐ役割も、もちろんないとは言いませんけれども、子どもや保護者とのかかわりから逃げられないです。子どもをありのまま受けとめて、一緒に生活していかないとはいけません。保育士はおむつを替えます、授乳します、一緒に生活していきます。保育所に行くときは、毎日通って安心して生活ができるということがとても大事なのではないでしょうか。毎日通う保育所という生活の場で療育をしましょう、何か訓練をしましょうということが全部できるということであつたら、同じ先生から療育等も受け、指導も受けることになります。療育センターに行くのは親子だって緊張します。毎日の生活の場が緊張の場になるのであれば、保護者の方が保育士と一緒に子どもをありのままを受けとめて、安心していいよ、そのままでいいよと受けとめていく生活を、送ることができるでしょうか。

そういうことを含めまして、先ほども言いましたけれども、保育士の現場の方に、この検討会で参考者としてお話を聞く機会等もいただきたいなということ。

もう一つは、人口減少等で保育士、保育所が余ってきた、余剰だということであれば、質の高い保育をしたいということで、保育士の配置基準、こちらの見直しにつながっていただきたいと感じております。

以上です。ありがとうございました。

○倉石座長 ありがとうございました。

子ども・子育て会議に対する御意見もいただきまして、3歳以降の義務化というのは、これで年齢がよろしいのかということ、大事な視点だと思いますし、保育士さん自身がケアワーカーというか、そのケアを中心に、信頼関係を中心に支援を行っていくところ、この辺りを中心、しっかりとっていただきましてありがとうございました。

一方で、マクロ的な視点も、前半のほうで言っていただいたかと認識しております。ありがとうございました。

では、続きまして、星構成員、よろしくお願ひいたします。

○星構成員 私のほうからは、人口減少地域等における保育所の在り方というところで、発言をさせていただきたいと思います。

まず、保育所の運営に対する国の施策については、現在、民営の保育所に厚い支援となっているのが、現状かなと思っております。

これは、児童数が多い都市部の待機児童解消に向けた民間活力の活用を目指したものと考えておりますけれども、一方、過疎地域においては、私立保育所、幼稚園が、そもそも少ない中、保護者にとっては、保育所は公立が当たり前という感覚があります。

恥ずかしい話、指導要領等が統一された現在も、保育所は子供を預かる場所、幼稚園は勉強する場所という、昔ながらの感覚が、いまだに保護者の中であるのが現状であり

ます。

こんな中、認定こども園へ移行ということは、保護者の意識の改革から大変苦勞しているところでもあります。

しかしながら、児童数が減少する中、保護者の多様なニーズに対応し、公立保育所の効率的な運営を考えますと、統合、認定こども園化は効果的な方法でありまして、過疎地域においては、地元の教育、保育資源の保護、それと、それを有効活用した両面を充足する手法ではないかなと考えております。

公立、私立の共存共栄によります公私連携の手法によりまして、町の関与が働く民営化が、ほかの町でも、これからは進んでいくのではないかと考えております。

ですから、これに向けた制度の柔軟性及び国の公私連携に対する支援の充実をお願いしたいと考えております。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

星構成員さん、ちなみに、事例に挙げていただいた、認定こども園さんの場合は、保育士資格、幼稚園教諭資格、どのようなバランスなのですか。

○星構成員 まだ、決定はしていませんが、ほぼ皆、幼稚園の教諭の資格を持った人数で対応できそうなことで進んでおります。

○倉石座長 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、堀構成員さん、よろしく願いいたします。

○堀構成員 皆様、御意見ありがとうございます。

私の検討課題については、事前提出資料の最後に少し載せさせていただいているのですが、それに併せて、今回の皆様のお話を伺って、少し補足をさせていただきたいと思っています。

まず、これは前回も申し上げたところでもあるのですが、やはり子育てに関する状況というのは、短期的な検討が急務の部分と、それは、実は子育て家庭だけではなくて、保育所の実態、人口減少地域の子育ての保育所の実態も関連して、短期的な対応が必要だということを、今日のお話から感じたところです。

一方で、保護者をどのように育成していくか、中、高の家庭科からの御意見ということもあったと思いますし、それをどのように支えるかという仕組みづくりに関しては、中長期的な観点なのではないかと考えています。現行の様々な仕組みを一旦整理しまして、具体的ところで、子育て支援の仕組みや母子保健事業などが、今後どのように連携を取っていかれるかというところは、やはり整理する必要があると考えています。

併せてすべてを保育所任せにするのではなく、自治体、それから様々な国も含めた仕組みづくりということも、やはり重要だと思っています。メンタリングシステム、などの保育者を支える仕組みを自治体丸ごとで行っていくということもあるのではないかと思います。

環境面の配慮、先生方が休む場もないというのは、私もいろいろなところで伺っていますので、そういう環境面の配慮なども必要だと思います。

最後に、やはり地域によってニーズも、状況も異なりますので、統一の形態で進めていくのではなく、地域の実態に合わせた取組を、それぞれの地域に合わせた形で考えていく必要があると考えています。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

この資料、新しく保育士さんを支える仕組みというところですね、こういうことも必要ではないかということ意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後、森田構成員さん、よろしく願いいたします。

○森田構成員 ありがとうございます。皆様からの御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。

私からは、人口減少地域のことについて、少し意見を述べさせていただければと思います。

人口減少地域は、先ほどありましたように、都市部においても起こっております。というのは大阪府の堺市という政令指定都市の中に、泉北ニュータウンというところがあるのですが、40年以上になるニュータウンです。やはりニュータウン現象ということで、ある保育園では、160名ぐらいあった定員が、今、70名ぐらいまで定員を下げられておられます。やはり、地域に子どもがいないという状況です。

そして、統廃合のお話もありましたけれども、統廃合して維持できる地域はいいのですが、私が副会長を務める全国保育協議会という組織からしますと、島嶼部が抱える課題も注視しています。例えば、長崎県、鹿児島県、沖縄県というところは、島がたくさんあるところです。島においては、統廃合で集めたくても、ひとつにまとめたくてもまとめられないとか、そのような状況があります。そうしたところの保育を今後どうしていくのか、いかに地域の保育ニーズにお応えしながら守っていくのかということも大切なことだと思いますし、保育がなければ、地域として成り立っていくのかどうかということにもつながりかねません。

また、島嶼部の保育士さんの研修につきましては、日帰り研修がなかなか受けられません。研修地にフェリーで向かい、研修を受けてその日に帰るフェリーがないという状況の中で研修を受けられていますので、今までの研修というのは、基本的に1泊2日ないしは2泊3日というような複数日の研修が中心でした。それが、このICTと新型コロナウイルスの関係で、リモート研修、ウェブ研修が進んだという面もありますが、こうした課題はまだ残っておりますので、人口減少地域の検討にあたっては、そうしたところも御検討いただければということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

離島と言っているのですかね、離島ではないですね、何とおっしゃいましたか。

○森田構成員 島嶼部です。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございます。

御意見いただきまして、多くが論点4つの中の枠に収めていただいているかなと受けとめさせていただきます。

論点は4つなのですが、私、お伺いしていますと、大きく保育所の多機能化というのが、これは避けられないのではないかなと感じております。多機能化というのが、論点の中にありますように、地域の特性を生かして人口減少地域も含めて、どのように保育機能をセーフティネットとして担保していくかという課題。

もう一点は、この多機能化の2つ目として、相模原市さんからいただきました、医療的ケア児のこと、それから、全国であります虐待予防等の問題、こういう多様なニーズに応じていくというところで、保育所の機能をどのように担保しつつ、広げていくのかということも検討しなければいけないと思います。

いずれにしても多機能化になりますと、これは多様な人材との交流ということは避けて通れないところですので、やはり保育士の専門性とは何かということ、今日、多くの構成員からの御意見をいただきましたので、ここはしっかりと確認しないとけませんし、この点は、今後の指針づくりと、そういうところにも関係してくるのではないかと受けとめさせていただきます。

もう一方では、保育の専門性ということと人材確保ということですが、これは社会保障審議会の児童部会でも出ていた意見なのですが、今後、大学生、短大生、いわゆる若者が減ってくる中では、保育士さん自体の人材が減少することはもう避けられないと、そういうも全体的な減少の中で、長期的な視点では、保育の人材確保をどのようにしていくかということも検討する必要があるのではないかという意見も出ております。

この点も、その人材確保と、それから繰り返し、古賀構成員、開構成員もおっしゃっていますが、保育士の専門性ですね、この点の研修でありますとか、それから持続可能な専門性を担保する研修ですかね、仕組みについて等々も考えていく必要があると、こういうことを御意見いただいたと受けとめさせていただいております。

私、座長ですので、簡単にまとめさせていただいたのですが、あと、10分ほど時間がございますので、さらに御意見、御質問等ありましたら、挙手のボタンを押していただくか、手を挙げていただければ、御指名させていただきますので、続けての御発言がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。これは、どうしても一言述べておきたいことというのがありましたら、お願ひしたいと思います。

では、高谷構成員さん、よろしくお願ひします。

○高谷構成員 失礼します。私ちょっと事例を出しませんでしたので、ちょっと意見をプラスで言わせていただきたいと思います。

先ほど事例でありました、公私連携の関係、私も発言をしようと思っていたのですが、かぶるとあれですので、一旦省いておりましたが、まさに、今、いろいろなやり方、合併、事業譲渡できないような、受け手がないような地域、こういう地域での子育て施設の消滅を避けるためにということで、非常に有効だろうなと思います。

連携推進法人等の検討がなされていますけれども、こういう公私連携の形で、協定によって自治体と連携しながら、民間の法人さんが頑張っていくというのも、本当にこれから方向性としてはいいのかなと。

それに加えて、厚労省だけではなくて、先ほども言いましたような交付税制度との合体といいますか、合わせ技で、こういう地域の、なかなか財政的に厳しいところへの交付税措置も、こういう公私連携については、手厚く見るような項目を立てているとか、そういう手立てもあるのかなと思います。

また、地域の子育て支援の絡みで、医療保険との連携の部分で、どうしてもやはり自治体は公立施設だけで全て完結しようとする傾向があるのですが、これからはやはり民間施設への委託とか協力依頼もぜひ進めていただきながら、全体で地域まちづくりをやっていたら、子供支援もやっていたらと思います。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

財政措置の話も出ましたが、坂崎構成員がおっしゃられましたかね、保育施設の、これからリニューアルといいますか、改善というか、そういうことも必要になってくるというお話も出ていたと思います。関連すると思います。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。何かこれだけということが一言ございましたら、では、坂本構成員さん、お願いいたします。

○坂本構成員 前回の議論の後、いろいろと考えた中で、保護者の不安というところで、保育所が整理・統合されていくというのは、今、真っ最中に子育てをしている方にとっては、結構、ショッキングな情報ということになります。

既に経営的に難しく、民間の事業者さんなどが閉じるという場合、混乱が起こってマスコミ報道などでもよくされます。

ですので、その収れんさせていくプロセスを慎重にできるように、基礎自治体さんの事業ではあるかと思いますが、そういう混乱がないような上手な閉じ方というところも、統合、閉鎖の何か事例というようなものも自治体さんの間で共有していく必要があるのではないかなと思います。

すごく当事者にとっては、センセーショナルな出来事なので、そのことによって非常にダメージを受けられるというのが、個々の家庭に対してもありますし、自分の子供の行き先はどうなるのだろうというのは、本当に、明日の御自身の仕事の仕方などにも関わってくる問題ですので、そういった既に起こっているようなケースを分析するようなことも、併せてしていく必要があるのではないかなと、ちょっとこの間、感じましたので発言させ

ていただきました。

○倉石座長 坂本構成員、ありがとうございました。

確かに、この検討会自体が、マスコミからも着目されているということで、メディアに発表されたりしているところがありまして、それを見られた保護者の方が不安になられているというのを、本当に実感しております。そういうところ、中期的にといいます、短期的にといいますか、しっかりその方向性を示していくことが重要ではないかと、保育所の閉じ方といいますか、統合でありますとか、さらに保育の質を上げていくといいますか、そういうところ、ただ少なくするというだけではなくて、どのような方向性で保育がこれから国のビジョンとして進められようとしているのかということを示していくことが必要ではないかと、そんなふうを受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、開構成員、お願いいたします。

○開構成員 坂本先生の御発言の閉じ方ということで、昨年度人口減少地区の検討会に入らせていただきまして、丁寧に地域の住民の方に御説明をしながら、そして子育て会議なども使いながら、すごくやっていただいているところは、すごくうまくいっているといったような事例があったかと思えます。

ですが、ただ1点、保育の必要というところで、どうも地域の方に特別な付加価値をつけた教育が行えるので、さあ統廃合しても大丈夫ですよと、その特別な付加価値の中身が問題でありまして、具体的に言うと、ちょっとあれかもしれませんが、英語ができます、何とか教室できますよ、小学校教育の先取りがとてできますよといったような、大変逆に言えば、一般の方には分かりやすい御説明で御納得をいただくという方向性は、大変間違いだと思っております。

これをしっかりと全国共通理解しないと、保育所保育指針等にのっとなって、踏まえた乳幼児期の愛着、信頼関係、そして今後の人生に生きる力といったところを大事にしていくこと、そういう意味での保育の質の高さということを御説明すると。

だから、そのときに御説明をしても難しいので、私、家庭科のお話もしましたけれども、そういうことが御理解いただける方がどんどん増えていっていただき、またここでも聞いたので納得となっていたいただければ大変ありがたいなと感じております。

以上です。ありがとうございました。

○倉石座長 貴重な御意見ありがとうございました。

保育の中心的な部分ですね、専門的な部分について、ここは外すべきではないということも御発言いただきまして、その辺りはしっかりとこれから、不安になられる保護者の方や、地域に対してしっかり伝えていく必要があるだろうということでございます。

ほかにいかがでしょうか。ございますでしょうか。よろしいですか。

では、石井構成員さん、お願いいたします。

○石井構成員 最後に、先ほどソーシャルワークか否かみたいな話があったのですけれど

も、基本的に福祉の1つの国家資格であるというところと、養成のところを踏まえると、地域の子育て支援という業務を遂行する上では、やはり来る過程、来る子供、あるいは保育所に入っている子供、あるいはその集団をケアしていくというだけではなくて、その子供たちが、どのように地域で育っていて、どういう問題を抱えているのだろうかというところを総合的に見ていくと、それで、そこに、もし、課題解決の必要があれば、いろんな関係機関等に働きかけながら、その問題を解決するように導いていくということが、僕は、どうしても保育所の保育士には、今も既に求められているような専門性の1つだからこそ、養成の中でも、子供と家庭福祉ですとか、それに関する学習、今の資格の養成の中では、積んでいるのだというところは、忘れてはいけなかなと思います。

現実として、とても一期一会の仕事というか、保育所に入所していれば、長い年月をかけて信頼関係を築けますけれども、ふっと拠点に来て、ちょっと嫌な思いをしたから、もう来ないみたいになってしまうと、なかなかその後、継続的な関わりというのが持てないというような、とても難しい役割を持っているのかなと、これは、保育所の保育士に限らずに、あと、地域の拠点で活動しているようなNPOの方あるいは支援センターの方も同様かなと思います。

その辺も、今後、専門性とは何かなというところも、少し議論の内容に加えていただけたら、うれしいなと思います。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

この辺りは事務局と、今、石井構成員が御発言をいただいた、この辺りというのは、専門性の担保のところ、それから、保育の専門性をどのように捉えていくかという辺りは、また、事務局と相談しながら、そういうことを検討する時間が必要かなと、私も受けとめさせていただいております。ありがとうございます。

石井構成員さんの御発言、最初のほうが聞き取りにくかったのですが、全体的に、保育士の専門性の部分ということで、必ずしもソーシャル機能ということではなくて、地域の特性、地域での子供の育ちというものも視野に入れて、保育所の子供たちを見ていく、もしくは地域の子育て支援に関しては、1回だけの出会いになるかもしれないし、継続になるかもしれないのだけれども、そういうところでも、やはり支えるという意味では、地域の特性も踏まえながら、保育という専門性ですね、いかに発揮していくかと、そのような御発言内容だと受けとめさせていただいて、よろしいでしょうか。

○石井構成員 はい。

○倉石座長 ありがとうございます。

では、古賀構成員さん、お願いいたします。

○古賀構成員 今日、リカレント教育のことが出てきていたかと思うのですが、今、養成校のほうも、いろいろとばんばんになってきておまして、もちろん非常に重要なことは理解するのですが、やはり保育士資格と幼稚園免許の資格制度の整理をしてい

かないと、今、大学院は教職大学院化、保育士のほうは保育士キャリアアップの研修が必要というような、ばらばらな制度の設計の中で、あれもこれもやるというのは、非常に無理がありますので、やはり整理・統合というのを養成校のほうも、システム的に進めていかななくては手が足りないというようなことになるかと思いますので、一言だけと思いきり、失礼いたしました。

○倉石座長 ありがとうございます。

古賀構成員さん、その辺り、また今後、御発言のほうよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、そろそろ予定された時間が参っておるのですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。構成員の皆さん、短い時間の中で御発言に御協力いただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

前回と今回、事例、それから論点に対する御意見をいただいたというところでございます。今後この進め方については、この御意見を踏まえて、論点整理についても一度こちらのほうで、私と事務局のほうでまとめさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。

あわせて、前回の検討会でお伝えした進め方に沿ってということになりますが、社会保障審議会児童福祉部会社会的養育専門委員会のほうで、この論点を整理したものを報告させていただくということになりますので、その点、御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの意思表示あり)

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

それでは、時間になりましたので、本日の議論は終了とさせていただきます。

重ね重ね時間に御協力いただきまして、貴重な御発言をいただきましてありがとうございました。

次回の予定につきまして、事務局のほうから、説明のほうをお願いいたします。

○井上保育課長補佐 本日は、ありがとうございました。

次回3回につきましては、別途、事務局より御連絡をさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○倉石座長 それでは、本日の検討会は、これにて閉会といたします。御出席いただきました皆様、お忙しいところ、どうもありがとうございました。感謝申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。失礼いたします。